

会 議 録

会 議 名	令和4年度 第1回 山形市成年後見推進協議会	
開催日時	令和4年7月26日(火) 9:30～11:00	
開催場所	山形市総合福祉センター 2階 交流ホール	
主 催	山形市福祉推進部長寿支援課、障がい福祉課	
出席者	<p>【委員】</p> <p>東北文化学園大学医療福祉学部保健福祉学科 教授 豊田 正利</p> <p>山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長 金山 裕之</p> <p>成年後見センター・リーガルサポート山形 支部長 石沢 光康</p> <p>山形県社会福祉士会 事務局長 柴田 邦昭</p> <p>山形県行政書士会 山形支部 中村 雄二郎</p> <p>山形さくら町病院 副院長 横川 信弘(欠席)</p> <p>山形市民生委員児童委員連合会 常任理事 富田 和子</p> <p>山形県知的障がい者福祉協会</p> <p>向陽園地域生活支援センター心音 會田 雄</p> <p>山形市地域包括支援センター 権利擁護部会 代表</p> <p>金井地域包括支援センター 宇野 みなみ</p> <p>山形市障がい者自立支援協議会</p> <p>ゆあーず 相談支援専門員 横沢 卓也</p> <p>やまがた市民後見サポートセンター 理事長 千葉 一成</p> <p>山形県健康福祉部高齢者支援課 課長 佐藤 敦宏</p> <p style="text-align: right;">(代理：主査 大瀧 淳史)</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>山形家庭裁判所 訟廷管理官 加藤 豊樹</p> <p>【事務局】</p> <p>(山形市福祉推進部)</p> <p>山形市福祉推進部長(兼)健康医療部参事</p> <p>(新型コロナウイルスワクチン接種担当)</p> <p>(兼)福祉事務所長 浅野 優歩</p> <p>福祉推進部次長(兼)長寿支援課長 松浦 雄大</p> <p>長寿支援課 保健福祉計画総括主幹(兼)課長補佐 阿部 伸也</p> <p>長寿支援課 ようご支援係長 進藤 義悦</p> <p>長寿支援課 ようご支援係 主任 大貫 拓哉</p> <p>長寿支援課 ようご支援係 社会福祉士 近江 十賢</p> <p>福祉推進部次長(兼)障がい福祉課長 丹野 俊郎</p> <p>障がい福祉課 課長補佐(兼)障がい福祉第二係長 海和 弘信</p>	

	障がい福祉課 障がい福祉第二係 主幹 障がい福祉課 障がい福祉第二係 主事	青山 香織 菊地 慎平
	(山形市社会福祉協議会／山形市成年後見センター) 山形市社会福祉協議会 常務理事 事務局長	中村 広志 佐藤 貴司
	相談支援課 主幹 地域福祉課 権利ようご係長 地域福祉課 権利ようご係 主任 地域福祉課 権利ようご係 主事 地域福祉課 権利ようご係 主事	畑山 直美 (欠席) 鈴木 裕美 児玉 和行 常川 光 土屋 道生
議 題	下記のとおり	
資 料	別添のとおり	
一般傍聴者数	0人	
傍聴した記者数	0人	
作 成 者	長寿支援課 ようご支援係 近江 十賢	

1 開会

2 山形市挨拶

山形市の高齢化率は30%を超え、高齢化がますます進行している。また、高齢化に伴い認知症高齢者も、2040年まで約1.5倍増加する推計となっている。単身高齢者・高齢者夫婦のみ世帯に着目すると、全世代に占める割合は2000年で約12%であったが、2040年には約28%となり、支援を必要とする方も今後ますます増えてくると考えられる。

現在急速に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、社会経済活動に非常に大きな影響をあたえている。75歳80歳の方に長寿支援課からアンケートを送付しているが、外出自粛などの影響によるものか、高齢者の認知機能低下など不安を感じていると回答している方がおり、心身の悪影響がでていのではないかと考えている。こうした中で心身の機能が悪化したとしても尊厳のある本人らしい生活を送ることができるようにするという意味では、成年後見制度が非常に重要であると考えている。

そうした中で国としても様々な動きがある。平成28年に成年後見制度がなかなか浸透していないことを踏まえた対応として成年後見制度の利用促進に関する法律が成立した。その翌年には第一期成年後見制度利用促進基本計画が策定された。その計画は令和3年度までとなっていたため、今年3月に新しく令和8年度までを期間とする第2期計画が策定された。その中では、地域共生社会の実現に向けてということで、尊厳のある本人らしい生活の為ということと、地域社会への参加を図る権利擁護支援、この2つに着目した様々な施策を推進するという事になっている。

山形市では、平成25年度に設置した成年後見センターを平成30年に中核機関と位置付け、地域連携ネットワークや本協議会もその機能の一つである。皆様のご協力のもとに相談対応から後見人の受任者調整・市長申し立てまで切れ目のない支援を行うことができている。

また、本協議会も30年に設置させていただき、皆様の連携を一層深める基盤整備を勧めてきたところである。具体的に取組については、本日資料としてお配りさせていただいている。山形市で策定した

高齢者保険福祉計画の抜粋になるが、国の計画と山形市としての成年後見制度をどのように勧め、どのように取り組んでいるのかという市の計画を記載している。様々な取り組みを皆様と進めてきており、今後も進めていきたいと思っているため、改めてご協力をお願いしたい。

山形市の取組は全国的に見ても進んだ状況にはあるが、一方で、市民後見人養成や本人と家族の意思決定支援等、更なる推進に向けた取り組みもあると考えているため、本協議会でもたくさんのご意見を賜りたい。

3 自己紹介

4 会長互選・職務代行者の指名

○山形市成年後見推進協議会設置要綱第4条に従い、会長は委員の互選により豊田正利委員、職務代行者は会長の指名により金山裕之委員が選任された。

5 会長挨拶

委員の皆様からの貴重なご意見を大切にしていきたい。そして、この制度、委員会の円滑な運営に寄与していきたいと思う。

※ これより「次第6. 報告」及び「次第7. 協議」の議長を豊田会長が務める。

6 報告

(1) 中核機関（山形市成年後見センター）の活動状況

○事務局鈴木より資料1に沿って報告。

質問：委員

今年度の市民後見人登録者は48名で、受任者が5名である。講習を受ける人も多く、登録者もいるが受任者が少ない。研修を受けて、実際受任したいという人も多いと思うので、専門職で対応するケースの状況が安定した後、市民後見人の方に繋げることはできないだろうか。市長申立の際は、申立書に但し書で、「案件が安定後、市民後見人にケース移管する」と出来ないものか。

⇒**回答**：事務局

現在、月1回ケース方針調整会議を開催している。県三士会の代表と社協法人後見、事務局として山形市役所長寿支援課、障がい福祉課、成年後見センターが参加し、市長申立ケースの受任先の調整を行っている。事務局としても市民後見人の受任件数の増やしていきたいと考えており、市民後見人が受任可能かどうか検討する視点は常にもって会議に望んでいる。実際、先日の会議では市民後見人が直接受任するよう調整されたケースや、社協法人後見受任後に市民後見人へ引き継ぐよう調整されたケースもあった。

質問：委員

専門職から市民後見人に引き継ぐ場合、前任の専門職が監督人になることはできないか。

⇒**回答**：事務局

現状では市民後見人の名簿登録・管理、監督人を市社協で行っている。専門職から市民後見人に引き継ぐ際に、前任が監督人を務めることについては、今後検討が必要になる。

(2) 各団体・機関の活動状況（山形市成年後見センター）の活動状況

委員：

山形県弁護士会として山形市のケース方針調整会議に委員を派遣している。また、市民後見人養成研修では講師派遣もしている。昨年は専門職派遣事業として弁護士派遣の実績が5件であった。この専門職派遣事業の仕組みは、山形市の先進的な取組の1つである。置賜地方からは類似した制度を作りたいといった相談を受け対応した経過がある。

このほか、高齢者障がい者のための法律相談窓口を設置しており、初回無料の電話相談を30分程度行っている。実際に弁護士に継続して相談しなければならないような案件かどうか見極め、必要に応じて継続しての面接相談、出張相談を実施している。

後見開始の申し立てがあった際、裁判所から後見等受任候補者に弁護士会がふさわしいと判断された場合、後見事務に関する適切な研修を受けた会員の弁護士を候補者として推薦している。

委員：

中核機関の活動状況については記載のとおりで、毎月第3木曜日午後6時から午後8時まで無料相談を行っている。コロナ前は面談での相談であったが、今は電話で相談対応している。当団体は、全国組織公益社団法人で、会員からの業務報告については、支部の業務精査委員が精査をしていた。

今年4月からは業務の報告はオンラインのネット上で行うような形になっており、本部がある東京の精査センターで、専門の職員を雇用して、より細かなマニュアルに沿った形で精査を行っている。

研修もオンラインで東京本部が管理をしている。自分の好きな時間にその研修プログラムを見てレポートを提出する仕組みになっている。

委員：

山形県社会福祉士会は、成年後見センターばあととなあ山形という名称で後見業務の活動をしている。主な内容は、登録者の管理、会員へのサポート、2ヶ月に1回運営委員会の開催等を行っている。

法人後見については、業務執行者をばあとなあ会員に依頼し、そのケースの監査を年に2回業務監査委員会を開催し行っている。

実績としては、登録者229名、受任件数は331件となっている。法人後見は9件、内訳は後見6件、補助2件、任意後見1件である。

来年の2月から会員の報告は、Web上での報告となる。

委員：

山形県行政書士会では、法務業務部と成年後見特別委員会を設置し、権利擁護に関する法令研究や対応について研鑽をつんでいる。また、相続についての相談会を月1回公民館やコミュニティセンターで行っている。

御家族の話を知っている中で、将来的に後見制度が必要な状態であれば、自立支援や見守りという視点で任意後見制度活用を進める場合もある。

さらに、行政書士の全国組織である日本行政書士会連合会では、コスモス成年後見サポートセンターという一般社団法人を設立し、成年後見制度や実務についての研修を行い、会員の資質向上に努めている。

委員：

山形市民生委員児童委員連合会は、資料に記載されている活動状況になっている。最近では、コロナ

ウイルス感染症の影響もあり、会議・研修会などもほとんど中止。さらには30地区の定例会なども開催できないような状況が続いている。加えて、民生委員の一斉改選などで、信頼関係の構築で活動が終了してしまう場合もあるため、権利擁護の部分で世帯全体と関わることが難しい。

委員：

山形県知的障がい者福祉協会としての取組はない。会員事業所等からは、後見制度を利用する利用者が増えていると話を聞いている。両親などの支援者が高齢になり、今まで通りの支援が出来なくなったケースが多い。しかし、そのような状況になる前に若いうちから利用することに関して、障がい年金等限られた収入の中で、何十年も報酬を払うことに抵抗を感じ、制度利用に繋がらないケースもある。

委員：

山形市内には地域包括支援センターが14ヶ所設置されている。各センターの社会福祉士を中心に権利擁護部会を設置し活動している。センターごとの相談件数に違いはあるが、認知症になったときの財産相続に関する事など将来に関する不安についての相談も多く頂いている。市長申立のほか、親族の申立についても後見センターや市役所と連携して支援している。後見制度の周知啓発活動については、後見研修会などで始めから後見制度の話になってしまうと、どうしても難しく感じる方も多くいる。そのため、関係機関と作成した「もしもシート」を活用し、将来の備えについて考える機会を持っている。また、ケースの中には、高齢者と一緒に暮らす障がいのある子もいる。若い方へ向けた周知も必要と感じている。

委員：

活動状況としては、障がい者の地域生活を支援していくために各部会を設置し、意見交換、課題抽出を行っている。相談支援専門員として個別のケースの支援を行っている、高齢の両親と在宅で暮らす障がいを持った方が近年多くなってきているように感じる。また、障がいのある子を持つ世帯の親は、自分達が亡くなった後の子の生活について、不安を抱えている。後見制度を広く知ってもらうことは、そういった不安の解消にもつながるのではないかと考えている。

委員：

これまで、やまがた市民後見センターでは、公民館からの依頼で、成年後見制度の説明やエンディングノートの書き方などについて講習会を実施してきた。今年度は1月に開催を予定している。毎年行っている講座のため、興味をひくような内容にできるよう打合せを進めていく。

委員：

平成28年度より市町村職員等向けの成年後見人制度利用促進研修会を開催している。本年度は9月1日に、市町村職員及び社会福祉協議会職員を対象にオンライン形式での開催予定となっている。研修内容は、令和3年度末に第2期計画が閣議決定されたことを踏まえ、家庭裁判所から説明や、定住自立圏構想を活用し、米沢市を中心とする置賜地域での中核機関の広域設置に関する説明を予定している。また、社会福祉士会から市町村長申立ての実務に関する説明を予定している。このほか「高齢者、障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」や家庭裁判所裁判が主催する連絡会、市町村単位での協議会等へ参加している。

オブザーバー：

これまで制度の促進に向け、自治体関係の研修会や各協議会へオブザーバーとして参加してきた。制度利用者数や運用に関して説明をさせていただき、関係者と情報共有する良い機会となっている。また、昨年開催した関係機関との連絡協議会では、成年後見人促進基本計画を踏まえた取組状況や関係機関の連携等について協議事項として意見交換をした。今年度は11月の開催予定となっている。第2期計画では、公的な部門として福祉・行政と司法の適切な連携、地域ネットワークの強化も重要な取り組み課題である。その強化に向け福祉部門・行政部門と、司法としての裁判所の相互理解の促進を目的として、県担当者や市各機関の担当者と意見交換を統括していきたい。

7 協議

(1) 令和4年度山形市の取組みについて

○事務局進藤より資料3に沿って報告。

質問：委員

地域包括支援センター権利擁護部会には昨年度から後見センターの職員も参加している。権利擁護ハンドブックの作成や情報の整理を行ってきた。地域包括支援センターには新しい職員が社会福祉士として配置される場面が多く、後見制度や任意後見制度についても名前を聞いたことはあるが、支援に携わったことがないといった話もある。新しい職員向けに上手くいった事例などがあれば、実際の支援の場面で後見制度に関するイメージを持ちやすいのではないかと。

⇒**回答**：事務局

権利擁護部会には、後見センターや市役所長寿支援課も参加している。たしかに、後見制度に関する事例を共有する場面は少ないと感じている。今後は部会活動の中で、共有できる場面を持っていきたい。

質問：委員

後見制度を理解している機関を増やし、連携範囲を広げる。例えば、障がいを抱えている子どもの親世代にきちんと成年後見制度を伝えていく、あるいは特別支援学級に通っている方の親にも市民後見も含め制度を知っていただく機会があっても良いかと思う。

市民後見サポートセンターが行っている講習会のように、後見制度や将来について広く一般市民に知ってもらう機会があることは大切。市役所内の広告映像で成年後見制度についての情報を伝えることもできるのではないかと。

⇒**回答**：事務局

関係機関との連携を強化するとともに、一般市民への周知についても検討していきたい。市役所内の広告掲載については検討させていただく。

(2) 成年後見制度利用支援時利用者普及啓発(リーフレット)について

○事務局進藤より資料4に沿って報告。

質問：委員

受任者向けにリーフレットの配布を予定しているが、配布資料はリーフレットのみになるか。報酬助成制度の実施要綱や申請様式などがあると、会員としてはより具体的にイメージしやすいのではないかと。

⇒**回答**：事務局

配布資料については、助成金要綱や申請様式を含めるか各団体と調整し配布する。

意見：委員

任意後見制度についても表記されており良いと思う。

質問：委員

リーフレットは何部くらい発行予定か。

⇒**回答**：事務局

1000部程度の印刷予定。

(3)その他

意見：委員

報告、協議事項で障がいを持つ子どもの将来に不安がある、早い段階で後見制度につながないという話題があった。親が成年後見人に就任し、報酬が発生させず対応したケースもある。見方を少し変え、成年後見とはどういう制度か、親御さんたちが知り、実践していくという考え方もある。自分ができなくなったときも、後任には家族の思いを引継ぐことができる。何か問題があった時、法律問題が生じたときは、専門職派遣事業を使う方法もある。

8 閉会